

年金記録確認奈良地方第三者委員会（第1回） 議事要旨

1 日 時 平成19年7月13日（金） 14時から15時30分

2 場 所 共済会館やまと

3 出席者

（委員会）景山委員、北岡委員、腰岡委員、谷野委員、中井委員、森村委員
（奈良行政評価事務所）原田事務所長、森田事務室長 ほか
（奈良社会保険事務局）上岡年金課長

4 議 題

- （1）委員長互選
- （2）奈良行政評価事務所長挨拶
- （3）委員長挨拶
- （4）委員の自己紹介
- （5）委員長代理の指名
- （6）委員会の運営について（運営規則等）
- （7）委員会の事務、権限について
- （8）基本方針について
- （9）年金記録確認の手続等について
- （10）その他（フリートーキング等）

5 会議経過

- （1）年金記録確認第三者委員会令第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、北岡委員が委員長に選任された。
- （2）北岡委員長から、次のような挨拶が行われた。

「年金記録が徴収者側できちんと管理されることは年金制度の前提であり、それがされていなかったことは大変信じがたいことで、年金制度に対する信頼が大きく損なわれたと考えています。まじめに年金保険料を払ってきた方々に、きちんと年金を受ける権利を保障することは大変重要なことであり、そういう方々が年金を受けられないという不正義があってはならないと考えています。このため、当委員会には大変重大な責任があると認識しています。

先日中央第三者委員会で基本方針が定められ、今後それに従って地方第三者委員会で審議・判断がされていくこととなります。ただ、実際に案件を前にしたときには、大変難しい判断を強い

られることになるだろうと思います。当然のことながら、不正な請求を認めてしまうことは不正義で、あってはならないことであり、大変困難な作業になるだろうと考えています。ただ、その困難性もさることながら、大変やりがいもあると考えています。

委員の皆様のご知識と経験を結集し、きちんとこの仕事をやり遂げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

(3) 年金記録確認第三者委員会令第4条第3項の規定に基づき、北岡委員長の指名により、森村委員が委員長代理に指名された。

(4) 事務室長から、奈良地方第三者委員会の運営規則案について説明が行われ、了承された。

運営規則では、委員会の議事要旨を作成し公開することとされたが、委員会の会議及び個別事案の議事録は個人情報を含む内容であることから非公開とされた。ただし、個人情報に抵触しない事柄について報道機関から求めがある場合には、原則として委員長から記者説明が行うこととされた。

また、同様の趣旨から、会議における配布資料は原則非公開とするが、差し支えないものについては、委員長の判断で公表することとされた。

(5) 事務室長から、委員会の所掌事務、権限等について説明が行われた。

説明後、委員から、「社会保険事務所を経由せず、委員会事務局が直接申立てを受け付けることもあるのか」「既に社会保険事務所に記録照会して記録なしとの回答を受けている方の申立てはどのようなルートとなるのか、再度社会保険事務所で記録照会から行う必要があるのか」「中央と地方の第三者委員会の関係はどうなっているのか、今後地方で受けた申立てはすべて地方で処理するのか」という質疑があった。

(6) 事務室長から、総務大臣が7月10日に決定した「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」について説明が行われた。

(7) 奈良社会保険事務局から、一連の年金記録確認問題について説明が行われた。

説明の中で、社会保険庁における平成18年8月21日から平成19年3月30日までの年金記録確認に関する特別相談の実施期間中、奈良県内では1,728件の再照会依頼があり、平成19年6月末現在、そのうち1,716件が回答済(12件は確認中)で、照会者の主張通り記録が見つかったものは1,035件、見つからなかったものは681件との説明があった。

(8) 第2回委員会は、7月30日(月)午前9時から午前中の予定で行うことになった。

(文責：奈良地方第三者委員会事務局、後日修正の可能性あり)

年金記録確認奈良地方第三者委員会（第2回） 議事要旨

1 日 時 平成19年7月30日（月） 9時10分から11時30分

2 場 所 共済会館やまと 中会議室

3 出席者

（委員会）北岡委員長、景山委員、腰岡委員、谷野委員、中井委員、森村委員

（奈良行政評価事務所）原田事務所長、森田事務室長 ほか

（奈良社会保険事務局）上岡年金課長

4 議 題

- （1）受付状況について（仮受付事案の説明を含む。）
- （2）社会保険事務所における事務処理状況
- （3）全国委員長会議結果の伝達（チェックリストの説明等）
- （4）中央委員会のあっせん事案等の説明
- （5）中央委員会からの引継ぎ事案の検討
- （6）次回以降の日程調整、その他（フリートーキング等）

5 会議経過

- （1）北岡委員長から、冒頭、次のような挨拶が行われた。

「7月18日に東京で全国委員長会議があり、出席をしてきました。梶谷中央委員長から、改めて、社会保険庁側の記録管理の問題により国民が不利益を受けないよう、公正・公平に職務を果たしてほしいと言われました。既に申立書も社会保険事務所に提出されていると聞いていますので、これから、みなさまの協力を得まして、公正・適切に当委員会を運営していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。」

- （2）事務室長から、7月17日から22日までに、県内社会保険事務所には合計9件の申立書の提出があったことが報告された。また、27日までに、当委員会で仮受付をして社会保険事務局に移送したものが2件、中央委員会から当委員会に引き継ぎされたものが1件あったことが報告された。
- （3）事務室長から、今後、毎週火曜日に奈良社会保険事務局から県内社会保険事務所における申立書の受付台帳のコピーの提供を受け、社会保険事務局所における申立書の事務処理状況を把握し、また、社会保険事務所で申立書を受け付けてから1週間しても第三者委員会に送付されない事案については、事務処理が滞っている理由を把握することが報告された。

- (4) 奈良社会保険事務局から、県内社会保険事務所で申立書を受け付けてから、社会保険事務局を経由し、当委員会に送付するまでの事務処理手順が説明された。また、現在はまだ不慣れのため事務処理に時間を要しているが、今後、第三者委員会への事案の送付については、できる限り早期化を図りたいとの説明があった。
- (5) 北岡委員長から、7月18日に開催された全国委員長会議結果の概要が説明され、また、事務室から、関連資料及び周辺事情のチェックリストの説明が行われた。
- (6) 事務室から、中央委員会からの引継ぎ事案の内容説明が行われ、今後の審議の進め方等について検討が行われた。

この際、委員から、「同様の事案が他府県にもあると思われるため、他府県ではどう判断したか把握するように」との指示があり、次回の委員会で、他府県の状況を踏まえ、再び審議することとなった。

- (7) 今年末までの委員会について、毎週1回、次のとおり開催することが決定された。

8月9日(木)、8月15日(水)、8月23日(木)、8月29日(水)、
9月6日(木)、9月13日(木)、9月21日(金)、9月27日(木)、
10月4日(木)、10月10日(水)、10月18日(木)、10月24日(水)、10月31日(水)、
11月8日(木)、11月15日(木)、11月22日(木)、11月29日(木)、
12月6日(木)、12月13日(木)、12月19日(水)、12月27日(木)
(時間は、原則13時～16時)

(文責：奈良地方第三者委員会事務室、後日修正の可能性あり)